四　予定価格が二百万円を超えない財産を売り払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件を貸し付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が三百五十万円を超えないものをするとき。
［２・３　略］

（随意契約）

第二十七条　［略］

一　予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
二　予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
三　予定賃貸料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
四　予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
［七～十一　略］
［２・３　略］

（契約書の作成を省略することができる場合）

第二十八条の二　［略］

一　指名競争又は随意契約で、契約金額が二百五十万円（外国で契約をするときは、三百五十万円）を超えない契約をするとき。
［二～四　略］
２　［略］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［略］

２　［略］

一　育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この条、次条及び第百十一条の四第二項第三号において同じ。）の申出に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号及び次条第八項第八号において「保育」と総称する。）の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育の利用を希望しているものであると組合の代表者が認める場合に限る。）

二　［略］

［イ～ハ　略］

ニ　四十二日間（多胎妊娠の場合であつては、九十八日間）以内に出産する予定であるか又は産後五十六日間を経過しないとき。

四　予定価格が百万円を超えない財産を売払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
［２・３　同上］

（随意契約）

第二十七条　［同上］

一　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
二　予定価格が百六十万円を超えない財産を買入れるとき。
三　予定賃貸料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借入れるとき。
四　予定価格が五十万円を超えない財産を売払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
［七～十一　同上］
［２・３　同上］

（契約書の作成を省略することができる場合）

第二十八条の二　［同上］

一　指名競争又は随意契約で、契約金額が百五十万円（外国で契約をするときは、二百万円）を超えない契約をするとき。
［二～四　同上］
２　［同上］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［同上］

２　［同上］

一　育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この条において同じ。）の申出に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　六週間（多胎妊娠の場合であつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。